自転車は車!軽車両です!!

ルールを守って正しく乗ろう!!

埼玉県マスコット「コバトン」

事故と交通ルール

事故対策

交通事故防止5つの行動

もしかして 【危険予測】

とまる 【一時停止】

みる 【安全確認】

まつ 【安全確保】 たしかめる 【再確認】

自転車安全利用 五則



1)自転車は、 車道が原則、 歩道は例外



3 歩道は 歩行者優先で、



4 交通ルールの厳守

(二人乗り、並進、 夜間無灯火の禁止、

信号遵守と -時停止·安全確認)



5 子供はヘルメットを着用 (児童生徒も着用しましょう)

埼玉県道路交通法施行細則



自転車を運転しながらの 携帯電話・スマートフォン使用禁止

周囲の音が 遮断されます!



ヘッドフォンヤイヤホンを 使用しての運転禁止

自転車運転者講習制度(改正道路交通法:平成27年6月1日施行)

自転車運転中に危険な ルール違反を繰り返すと…

自転車運転者講習を受けなければなりません。

危険行為とは、信号無視や一時不停止など15の行為が規定されています。

■自転車運転者講習制度のながれ

自転車運転者が危険行為を反復

●3年以内に2回以上

都道府県公安委員会が自転車運 転者に講習を受けるように命令



●講習時間:3時間

●講習手数料:6,000円(標準額)

